

おくやみハンドブック

玉名市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。
玉名市では、ご遺族の皆さまが届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きについて、少しでも分かりやすく進めていただけるよう、おくやみハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆さまに少しでもお役に立てば幸いです。
ご不明な点がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

玉名市役所 市民課 0968-75-1116 岱明支所 市民生活課 0968-57-1111
横島支所 市民生活課 0968-84-3111 天水支所 市民生活課 0968-82-3111

事前準備について

玉名市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きをご確認されたのち、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。
下記二次元コードを読み取りぜひご利用ください。

STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、玉名市役所へお越しください。



おくやみ
手続きナビは
こちらから



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

来庁される方の本人確認書類

- 1点で本人確認できる書類(官公署発行で写真付きのもの)
運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳、在留カードなど
- 2点で本人確認できる書類
介護保険被保険者証、健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書
※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

認印

預貯金通帳など (口座番号が確認できるもの)

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

基礎年金番号が記載されているもの(年金手帳・基礎年金番号通知書及び年金証書)

国民健康保険、後期高齢者医療の資格確認書(マイナ保険証の方は不要です)

※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書(マイナ保険証の方は不要です)

※亡くなられた方の各種認定証(限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など)

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (38 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (39 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (40 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (39 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (40 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

玉名市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	住民票の世帯主となっていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.9~10
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.11~12
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	税金の納付が済んでいない	P.15
	<input type="checkbox"/>	市県民税が課税されていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険税が課税されていた	
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた ※上記以外の車両は市役所以外での手続き一覧(P.38)を参照	P.18
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険に加入していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	緊急通報装置を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	見守り高齢者情報の登録をしていた	P.21



区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当(障害児福祉手当・経過的福祉手当を含む)を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証、障がい福祉サービス受給者証を持っていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業を利用していた	P.25
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費の受給者証を交付されていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費の受給者証を交付されていた	P.29
	<input type="checkbox"/>	保育園児がいる(いた)	P.30
	<input type="checkbox"/>	幼稚園児がいる(いた)	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.31
	<input type="checkbox"/>	農業集落排水(横島・天水地区)・公共浄化槽(天水地区)を使用していた	
	<input type="checkbox"/>	個人設置型浄化槽を使用していた	P.32
その他	<input type="checkbox"/>	玉名市内に農地を所有していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた	
	<input type="checkbox"/>	乗合タクシーの利用登録をしていた	P.34

住民登録に関する手続き

住民票の世帯主となっていた

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主だった場合は、死亡届に基づき新たな世帯主を登録するため、住民票について特別な届出は必要ありません。 ただし、15歳以上の方が2人以上いる場合で、特に世帯主を指定したい場合は、手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 ☎ 0968-75-1116

マイナンバーカードを持っていた

手続き カードの返却は必要ありません

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードをお持ちだった場合は、死亡日をもってカードは廃止となります。 ※今後の各種手続きにおいて個人番号が必要になる場合がありますので、すべての手続きが完了してからカードを破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 ☎ 0968-75-1116

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合は、印鑑登録証（カード）をお返してください。 印鑑登録証（カード）は死亡日をもって無効となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑登録証（カード） 見当たらない場合は担当課へご相談ください	市民課 ☎ 0968-75-1116

MEMO

保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、資格確認書をお返してください。 ※亡くなった方が世帯主の場合は、同世帯の国民健康保険加入者全員の資格確認書の差替えが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族 ※同世帯の方に限る場合があります。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書 ※ 同世帯以外の方が手続きされる場合は、委任状が必要となります。 見当たらない場合は担当課へご相談ください	保険年金課 ☎ 0968-75-1117

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(葬祭執行者(喪主)のもの) <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書など) ※ 葬祭執行者(喪主)以外の方に振り込む場合は、委任状が必要となります。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。	保険年金課 ☎ 0968-75-1117

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き③ 高額療養費等の申立て申請

<p>手続き詳細</p> <p>被保険者が高額療養費等の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立てにより受け取ることができます。</p>	<p>期 限</p> <p>2年間以内</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)</p> <p>※ 代理人による申請や受領の場合は必要なものが異なりますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p> <p>※新世帯主に限る場合があります。</p> <p>問い合わせ先</p> <p>保険年金課</p> <p>☎ 0968-75-1117</p>

MEMO

保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、資格確認書をお返してください。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 見当たらない場合は担当課へご相談ください	保険年金課 ☎ 0968-75-1117

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者(喪主)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(葬祭執行者(喪主)のもの) <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書など) ※ 葬祭執行者(喪主)以外の方に振り込む場合は、委任状が必要となります。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。	保険年金課 ☎ 0968-75-1117

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き③ 高額療養費等の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費等の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立てにより受け取ることができます。	2 年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 相続人であることが分かるもの (法定相続人の場合は戸籍謄本・火葬許可証など) (指定相続人の場合は遺言書の写しなど) ※ 代理人による申請や受領の場合は、必要なものが異なりますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。	保険年金課 ☎ 0968-75-1117

手続き④ 保険料過誤納金還付請求

手続き詳細	期 限
納付済の保険料に過誤納金が発生した場合の還付に備えて、事前に請求書をご提出いただくものです。	2 年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの) ※ 代理人による申請や受領の場合は、必要なものが異なりますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。	保険年金課 ☎ 0968-75-1117

年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金請求等、必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの <input type="checkbox"/> 請求者(亡くなられた方のお世話をされていた方)の預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者(同上)のマイナンバーが分かるもの ※ その他必要書類については、受付窓口にてご案内いたします。	玉名年金事務所 ☎ 0968-74-1612 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 保険年金課 ☎ 0968-75-1117

厚生年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金請求等、必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	玉名年金事務所 ☎ 0968-74-1612 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

共済年金に加入または受給していた

手続き 未支給年金請求等、必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金に加入または受給していた

手続き 農業者年金死亡届

手続き詳細	期 限
被保険者の死亡届と、あわせて未支給分の年金などがある場合にお受け取りいただくことができます。(農業委員会での確認後、窓口となるJAにご提出いただきます)	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本など、死亡日や亡くなられた方との関係が分かるもの <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 農業者年金証書(お持ちの方のみ) 見当たらない場合は担当課へご相談ください	農業委員会事務局 ☎ 0968-75-1127

MEMO

市県民税が課税されていた

手続き 送付先などの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合は、納税通知書や還付に関する書類を相続人の代表者に送付させていただくため、送付先の確認手続きが必要です。 ※年の途中で亡くなられた場合でも、全額納付が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 見当たらない場合は担当課へご相談ください	税務課 市民税係 ☎ 0968-75-1114

国民健康保険税が課税されていた

手続き 税額変更の手続き、送付先などの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に国民健康保険税が課税されている場合は、資格喪失の手続き後、税額の変更を行います。また、その後の国民健康保険税に関する送付先・連絡先の確認をさせていただく場合があります。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 見当たらない場合は担当課へご相談ください	税務課 市民税係 ☎ 0968-75-1114

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた
※上記以外の車両は市役所以外での手続き一覧（P.38）を参照

手続き 名義変更または廃車

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は名義変更の手続きが必要です。また、相続しない場合は廃車の手続きが必要です。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート（廃車のみ） ※ 個々の状況により確認書類が異なりますので、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。	ご遺族 ※ご遺族以外の方が車両を譲り受ける場合は、ご遺族からの委任状が必要です。
	問い合わせ先
	市民課 ☎ 0968-75-1116

MEMO

介護保険に関する手続き

介護保険に加入していた

手続き① 証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちだった場合は、証書をお返してください。	14日以内に
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ) <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ) 見当たらない場合は担当課へご相談ください	高齢介護課 ☎ 0968-75-1339

手続き② 介護保険関連書類の送付先変更届

手続き詳細	期 限
保険料の更正・還付または未納に関する書類を送付しますので、送付先変更の手続きをお願いします。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢介護課 ☎ 0968-75-1339

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

高額介護サービス費を受給していた

手続き 高額介護サービス費振込口座変更願

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高額介護サービス費の支給を受けていた場合は、口座が閉鎖されることにより振り込みができなくなる場合があります。 新たな振込先となる相続人口座への変更手続きをお願いします。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	高齢介護課 ☎ 0968-75-1339

緊急通報装置を利用していた

手続き 緊急通報装置の返却及び資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が緊急通報装置を利用していた場合は、機器の返却と資格喪失の手続きが必要です。 機器は回収の日程を調整したのち、指定日に業者が回収に伺います。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢介護課 ☎ 0968-75-1339

福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を持っていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちだった場合は、手帳をお返してください。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> お持ちの手帳 見当たらない場合は担当課へご相談ください	総合福祉課 ☎ 0968-75-1121

特別障害者手当（障害児福祉手当・経過的福祉手当を含む）を受給していた

手続き 死亡届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当（障害児福祉手当・経過的福祉手当を含む）を受給していた場合は、受給資格喪失の手続きが必要です。 未支払い分の手当があれば未支払手当請求が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳（相続人のもの）	総合福祉課 ☎ 0968-75-1121

MEMO

福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の受給者（保護者）の場合は、受給資格喪失の手続きが必要です。また、受給者を変更する場合は認定請求が必要です。 未支払い分の手当があれば未支払手当請求が必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳（支給対象障害児及び新たな受給者のもの） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（受給者を変更する場合）	総合福祉課 ☎ 0968-75-1121

【児童が亡くなられた場合】

手続き 資格喪失届（他に児童がいる場合は額改定届）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合は受給資格喪失の手続きが必要です。また、他に対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	問い合わせ先
なし	総合福祉課 ☎ 0968-75-1121

自立支援医療受給者証、障がい福祉サービス受給者証を持っていた

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）や福祉サービスを受けられていた場合は、受給者証をお返してください。受給資格は死亡日をもって喪失します。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証 <input type="checkbox"/> 障がい福祉サービス受給者証 見当たらない場合は担当課へご相談ください	総合福祉課 ☎ 0968-75-1121

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 資格者証の返還及び資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合は、受給資格者証の返還と受給資格喪失の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 預金通帳など（相続人のもの） 見当たらない場合は担当課へご相談ください	総合福祉課 ☎ 0968-75-1121

子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給事由消滅届及び認定請求

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当を受給していた保護者の場合は、受給事由消滅届と受給者を変更する認定請求の手続きが必要です。 未払い分の手当があれば未払手当請求が必要です。	死亡日の翌日から数えて 15日以内
	手続き可能な人 親族など新たな受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 健康保険の資格内容が分かるもの <input type="checkbox"/> 預金通帳など（新たな受給者のもの） ※ 未払手当請求をされる場合は、お子様の預金通帳が必要です。	子育て支援課 ☎ 0968-75-1120

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当の対象児童の場合は、受給事由消滅の手続きが必要です。また、他に対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。	死亡日の翌日から数えて 15日以内
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課 ☎ 0968-75-1120

子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き 受給資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた場合は、受給資格喪失の手続きが必要です。 未払い分の手当があれば未払手当請求が必要です。 また、新たに児童を養育する方の手続きについては、お問い合わせください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族 給付対象児童（未払手当請求の場合）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 未払手当請求者の預金通帳 見当たらない場合は担当課へご相談ください	子育て支援課 ☎ 0968-75-1120

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給資格喪失または額改定の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童扶養手当の対象児童の場合は、受給資格喪失の手続きが必要です。また、他に対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 受給者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 見当たらない場合は担当課へご相談ください	子育て支援課 ☎ 0968-75-1120

子ども医療費の受給者証を交付されていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が子ども医療費を受給されていた保護者の場合は、保険の変更、口座の変更などの手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童の健康保険の資格内容が分かるもの <input type="checkbox"/> 預金通帳など（新たな受給者のもの）	子育て支援課 ☎ 0968-75-1120

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給者証の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が子ども医療費の対象児童の場合は、受給者証の返還の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証（亡くなられた方のもの） 見当たらない場合は担当課へご相談ください	子育て支援課 ☎ 0968-75-1120

子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費の受給者証を交付されていた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 受給者証の返還及び受給資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親家庭等医療費を受給されていた保護者の場合は、受給者証の返還と受給資格喪失の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費受給者証 見当たらない場合は担当課へご相談ください	子育て支援課 ☎ 0968-75-1120

【児童が亡くなられた場合】

手続き 受給事由変更届または受給資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がひとり親家庭等医療費の対象児童の場合は、受給事由変更の手続きが必要です。また、亡くなられた児童の他に対象児童がない場合は、受給資格喪失の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課 ☎ 0968-75-1120

保育園児がいる(いた)

手続き 申請内容変更届

手続き詳細	期 限
<p>保育園児（認定子ども園・家庭的保育事業等を利用する園児を含む）がいる世帯の誰かが亡くなった場合は、認定された申請内容を変更する手続きが必要です。また、園児が亡くなった場合は、退所手続きが必要です。</p>	速やかに
	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者</p>
必要なもの	問い合わせ先
なし	<p>子育て支援課</p> <p>☎ 0968-75-1120</p>

幼稚園児がいる(いた)

手続き 申請内容変更届

手続き詳細	期 限
<p>幼稚園児がいる世帯の誰かが亡くなった場合は、認定された申請内容を変更する手続きが必要です。</p> <p>※園児が亡くなった場合の退所手続きについては、幼稚園での手続きとなります。</p>	速やかに
	<p>手続き可能な人</p> <p>児童の保護者</p>
必要なもの	問い合わせ先
なし	<p>子育て支援課</p> <p>☎ 0968-75-1120</p>

上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更や閉栓などの手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合は、名義変更または閉栓の手続きが必要です。 また、井戸水を使用し、下水道使用料のみをお支払いの世帯の場合は、名義変更や世帯人数の変更または廃止の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道総務課 ☎ 0968-75-1140 水道お客様センター ☎ 0968-72-2105

農業集落排水(横島・天水地区)・公共浄化槽(天水地区)を使用していた

手続き 名義変更や廃止などの手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合は、名義変更及び世帯人数の変更または廃止の手続きが必要です。 また、名義人以外の方が亡くなられた場合は、世帯人数の変更手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道総務課 ☎ 0968-75-1140 水道お客様センター ☎ 0968-72-2105

個人設置型浄化槽を使用していた

手続き 名義変更や廃止などの手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合は、名義変更または廃止の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道工務課 ☎ 0968-75-1144

MEMO

その他の手続き

玉名市内に農地を所有していた

手続き 農地の相続による所有権移転届

手続き詳細	期 限
相続により農地の所有権を取得した場合は、農業委員会にその旨を届出する必要があります。 ※ただし、農業委員会への届出は、法務局での相続登記の完了後です。	速やかに
	手続き可能な人 農地を相続された方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 登記完了証など、農地の相続が確認できるもの 見当たらない場合は担当課へご相談ください	農業委員会事務局 ☎ 0968-75-1127

市営住宅に入居していた

手続き 住民異動届など

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人である場合は、名義の変更及び世帯人数の変更手続きが必要です。また、亡くなられた方が名義人以外である場合は、世帯人数の変更手続きが必要です。 亡くなられた方が単身入居者の場合は、住宅返還の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	住宅課 ☎ 0968-75-1311

乗合タクシーの利用登録をしていた

手続き 登録証の返還

手続き詳細	期 限
利用登録をされている方が亡くなられた場合は、登録証の返還の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 玉名市乗合タクシー利用登録証 (亡くなられた方のもの) 見当たらない場合は担当課へご相談ください	地域振興課 ☎ 0968-75-1421

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険資格確認書等、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人のマイナンバーが分かるものまたは年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p> <p>詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

市役所以外での主な手続き

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
公的年金 (国民年金・厚生年金)	<input type="checkbox"/>	未支給年金の請求 遺族厚生年金の請求	玉名年金事務所 玉名市松木11番地4 ☎ 0968-74-1612
共済年金	<input type="checkbox"/>	給付手続き	各共済組合
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ直接 お問い合わせください	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
生命保険等	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
株式等	<input type="checkbox"/>	名義変更	証券会社等
国債(戦没者弔慰金)	<input type="checkbox"/>	記名変更 償還金受領	償還金支払場所または証券 保管証書に記載の郵便局
国税関係	<input type="checkbox"/>	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	玉名税務署 玉名市岩崎273番地 ☎ 0968-72-2125
不動産登記関係	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の 所有権移転登記	熊本地方法務局 玉名支局 玉名市岩崎273番地 ☎ 0968-72-2347
遺言書	<input type="checkbox"/>	遺言書の検認・開封	熊本家庭裁判所 玉名支部 玉名市繁根木54番地8 ☎ 0968-72-3037
相続放棄・限定承認	<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認 の申立て	熊本家庭裁判所 玉名支部 玉名市繁根木54番地8 ☎ 0968-72-3037
預貯金口座	<input type="checkbox"/>	口座解凍・預貯金相続等	各金融機関等

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
普通自動車 軽二輪車・小型二輪車 (126cc～250cc、251cc～)	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車	九州運輸局 熊本運輸支局 熊本市東区東町4丁目14番35 ☎ 050-5540-2086
軽四輪車・軽三輪車等	<input type="checkbox"/>		軽自動車検査協会熊本事務所 熊本市東区東町16番3 ☎ 050-3816-1758
自動車税(種別割)	<input type="checkbox"/>	自動車税に関すること	熊本県自動車税事務所 熊本市東区東町4丁目14番37 ☎ 096-368-4020
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	玉名警察署 玉名市岩崎51番地 ☎ 0968-74-0110
指定難病 小児慢性特定疾病 医療受給者の方	<input type="checkbox"/>	受給者証の返還等	熊本県有明保健所 玉名市岩崎1004番地1 ☎ 0968-72-2184
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
電気・ガス料金等	<input type="checkbox"/>		
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの(戸籍・住民票・税関係証明書)が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただき、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

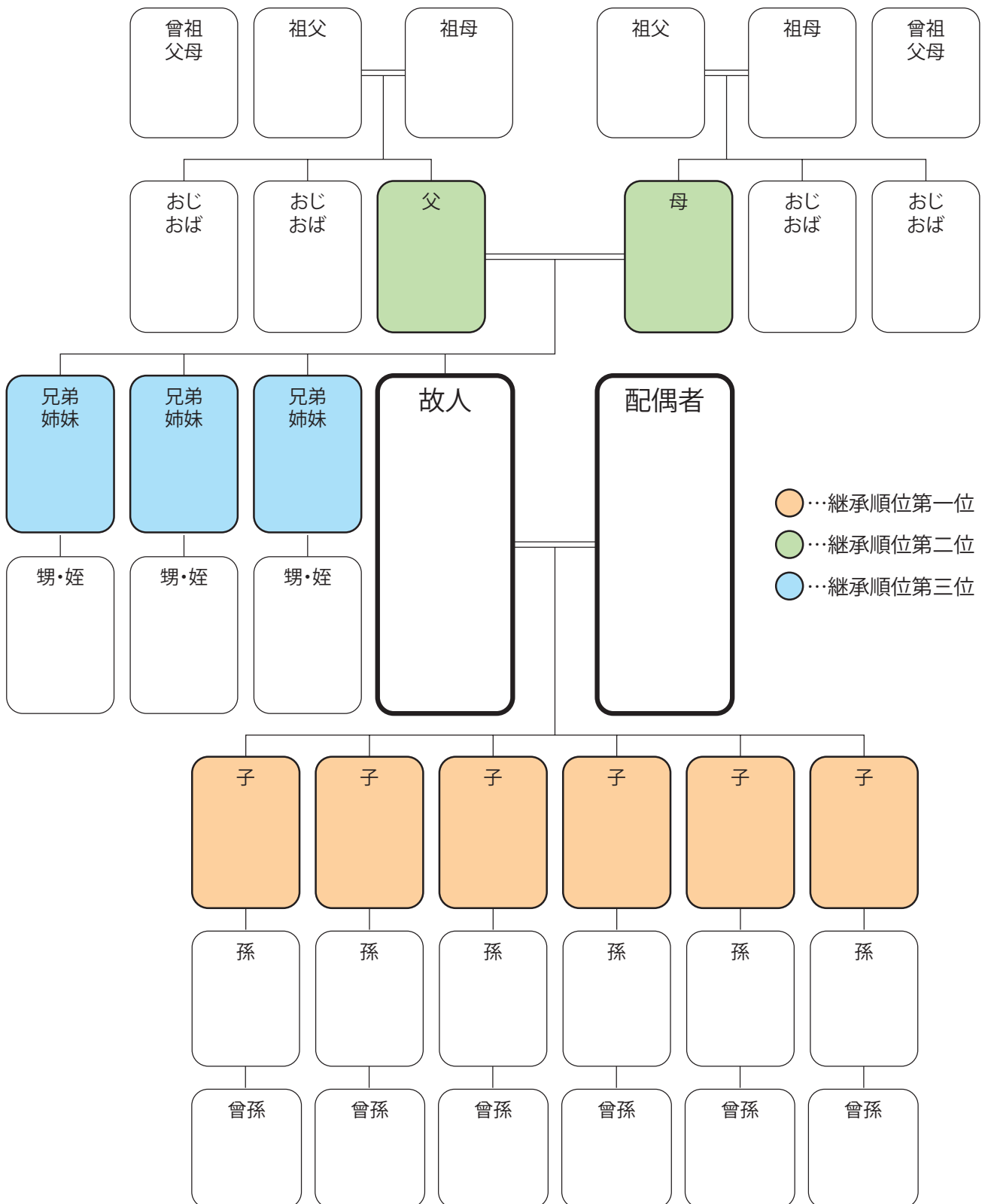
市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出され、請求資格に問題なければ取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、当該市町村課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 玉名市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年5月

